

市民参加手続ガイドライン（素案）及び協働推進ガイドブック（素案）に係るパブリックコメントの実施結果

No.	意見の概要	市の考え方	該当ページ
●市民参加手続ガイドライン			
1	全体的によくまとまった内容と思う。		
2	市民参加プログラムの実効性と定着化を目指して、ガイドラインとガイドブックを作成され、発表されたことは大いに歓迎し、敬意を表する。市民参加の促進に対する市（協働推進課）の誠意ある姿勢を感じ取ることができる。 これを真に実効あらしめるためには、全職員に市民参加と協働の必要性を認識させ、浸透・定着させることにある。担当部門の職員だけが心掛けるのでは不十分で縦割り組織を乗り越え、くまなく職員の意識の中に入り込ませなければならない。	職員研修の実施や定期的な周知等により、市民参加手続ガイドラインと協働推進ガイドブックの浸透・定着を図って参ります。	
3	行政と市民が対等であること（事務局、会議進行などの運営方法。結果責任も）	市民参加手続ガイドライン及び協働推進ガイドブックに基づきながら、対等な関係での参加と協働に努めて参ります。	
4	開始段階から市民参加の原則	構想段階からの市民参加は重要と考えております。引き続き、計画等の構想段階から市民参加を取り入れるよう努めて参ります。	
5	市民大町スポーツ施設を管理運営しているSHC倶楽部が、受託業者としてふさわしいか市民に問いかけ、検討した経緯はあるか。SHCは受託業者でありながら、施設を優先利用している現状がある。市民と協働で考えなかったことが問題。将来、市民の声を聴かず安易に指定管理者にするなどの弊をおかさないよう、今後に生かしてほしい。	市民大町スポーツ施設は地域に密着した施設であることや、これまでの経緯を踏まえ、様々な検討から、最もふさわしい運営団体を選定したところであります。しかしながら、こうした声が寄せられることを十分に認識し、今後の公共施設の運営団体選考に生かして参ります。	
6	「市民参加手続」の「手法の選択」として各種の手法が掲げられている。ワークショップ、特にKJ法は、意見を出しやすいメリットはあるが、この手法では違った意見もただ出しっ放しで羅列しているに過ぎないこともある。 市民は意見の違う人たち同士で意見をぶつけ合い、市民同士で理解し合い、歩み寄るべきであるため、必ず、最終的な手法として市民討議会を催してほしい。 また、この最終手法の討議会の前にはいかなる場合も、必ず、パブリック・コメントは実施してほしい。仕事を持って多忙な人、障害があって外出しにくい人、子育て・通院等で参加できない人たちのために有効な手段である。	市民参加手続には多種多様な手法があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。事業の性質や進捗状況に応じ、効果的に市民参加を行うために、今回の市民参加手続ガイドラインでは、いくつかの手法の特徴を示したところとあります。 多くの市民意見を効果的に把握・反映するには、複数の手法を組み合わせることが有効であるとと考えております。こうした取組を広めていくことに加え、市民同士が合意形成を行う市民討議会等の新たな手法についても調査・研究し、実践に努めて参ります。 また、パブリックコメントは誰でもいつでも意見を提出できるというメリットがあるため、その他の手法と組み合わせながら、効果的な活用に努めて参ります。	4
7	市民参加・協働は原則「PLAN」「DO」「SEE」のいずれの段階とも対象とすることにしていただきたい。特に、「PLAN」の段階から市民の参加を認め、協働で意思決定していただきたいと考えます。 協働の基にあるのは「情報提供」であり「情報公開」であります。そうでなければ「対等の立場に立って」という協働の精神は成り立ちません。	市民参加は、施策の構想・計画から実施、評価に至るまで、あらゆる場面でやっていくことが望ましいと考えております。また、市民参加や協働で大切なことは情報の共有であるとの認識から、市民参加手続ガイドライン及び協働推進ガイドブックにおいて、情報の共有や公開についての規定を盛り込んだところとあります。 今後も市民参加プログラムをはじめ、市民参加手続ガイドライン及び協働推進ガイドブックの周知徹底を図り、これらに基づいた参加と協働を実践して参ります。	11, 13, 14, 18, 20, 24, 27, 32, 56

No.	意見の概要	市の考え方	該当ページ
8	パブリック・コメントで出された意見は原則公開としていただきたい。	パブリック・コメントでいただいた意見は、市の考え方と共に公開しております。	
9	市民参加手続を实践する事業の判断について 市民に義務を課す条例に市民参加を行うことは、税金や介護制度など国政と関連する条例も同じ解釈とするのか。	国や都の法令や条例、あるいは施策と密接に関連し、市政に迅速性、緊急性、効率性が求められる場合は、市民参加手続を行わないこともあります。この場合、意思決定後に、実施しなかった理由やその政策等に関して十分な周知、説明が必要と考えております。 このことを市民参加手続ガイドラインに記載して参ります。	2
10	委員会の男女比について 「委員には女性を積極的に登用し・・・」とあるが、女性の委員ばかりの委員会もあろうかと思う。女性の割合40%という目標はあっても、審議内容にあった男女バランスが必要である。その点を考慮した基準とした方が良いのではないか。	調布市では、「調布市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会を形成するための基本方針を示しています。審議会や委員会等における女性の割合の目標値40%は、社会の各分野において、女性が意思決定過程へと参画していくことが必要であるとの認識から設定しているものです。 ご指摘の審議内容にあった男女バランスは必要と考えますので、その点にも配慮した記載といたします。	8
11	開かれた会議の原則（傍聴者に積極的に発言を求めることも）	委員会等は定数の関係で参加いただける市民に限りがあるため、市民参加手続ガイドラインにおいても会議の公開を規定しております。 委員会や審議会では、所掌事項と定数を明らかにして、専門的に審議や協議を行うものであり、基本的に発言権を有するの委員となります。そのため、原則、傍聴者は発言はできませんが、資料を配布するなど、開かれた会議の進行に努めて参ります。	12
12	情報公開の原則（関係する情報を積極的に提供する）	参加と協働を推進するに当たっては、まちづくりに関する情報の共有が欠かせない観点から、市報及びホームページの充実、分かりやすい資料づくりに努めております。 市民参加手続ガイドラインでは、開催の公表や公表方法、結果の公表など、情報公開についての具体的な基準等を定めており、反映の考え方についても公表事項として示しております。 今後も市民参加手続ガイドラインを適切に運用しながら、市民の皆様との情報共有に努め、市民参加を進めて参ります。	11, 13, 14, 18, 20, 24, 27, 32
13	市民への十分な周知期間・方法と案への反映（聞き置くだけの意見募集でないこと）		
14	行政と市民の双方向の原則（ただ通告するだけでないこと）	市民参加手続ガイドラインにお示ししたとおり、市民参加には様々な手法があり、それぞれに特徴があります。市民参加手続ガイドラインに基づき、施策の進捗状況に応じて、情報の共有化に努めるとともに、複数の手法を組み合わせるなど、市民の皆様と双方向での市民参加に努めて参ります。	3
15	計画的な日程管理、十分な審議作成期間（審議結果を積み重ねていく運営であること。時間切れでまとめが粗雑になったり、行政一任にならないこと）	市民参加では、市民意見を十分に把握し、施策に反映していくことが重要と考えております。そのため、合意形成に時間を要する施策では、十分な審議が行えるよう市民参加を踏まえた計画的な推進に努めて参ります。 このことは、市民参加手続ガイドラインへ反映します。	12, 19

No.	意見の概要	市の考え方	該当ページ
16	委員構成 行政職員は除外すべきである。 市民の主体性や自覚ある参画を促すとともに、限られた定員枠を有効的に活用することが求められていることを前提とした場合、市長が諮問する委員会等に原則行政職員が委員として出席することは不相当であり、行政職員は事務局職員として委員会等の運営を支援することとする。	委員会・審議会等は、所掌事項も様々であり、内容によっては行政職員も構成員となり対等な立場から議論に加わった方がよいケースもあります。また、学識経験者、専門家、市民など、さまざまな立場から議論・協議した方が望ましい委員会等もあり、一律に市民委員の割合を定めることは難しい場合もあります。 ご指摘の内容に関しては、市民参加手続ガイドラインの「市民委員の拡大」の規定に基づき、市民委員の定数を増やしていくように努めて参ります。 加えて、市民参加では、事業の段階毎に複数の手法を組み合わせることで、多くの市民意見を効果的に把握するよう努めて参ります。	8
17	委員会・審議会での市民委員については少なくとも「半数」は「公募市民」としていただきたい。		
18	委員構成 市民委員兼任の制限 同時期に他の委員会・審議会の委員を2以上兼ねる者は、原則として当該委員会・審議会の委員に選任しないとする。	市民参加の推進のためには、様々な立場の市民が委員となり、多様な立場からの意見をもとに審議等が行われることが重要と考えております。 そのため、市民参加手続ガイドラインでは、兼任と再任に一定の制限を設けることにしました。基準値（3つ、6年）は、委員会等の現状調査を踏まえ、設定したものであります。 数値基準に関しては、市民参加手続ガイドラインを実践していく中で、引き続き、検証を行い、必要な見直しに努めて参ります。	9
19	委員兼任について 一般的に「3」という数値は適当だと思う。今後、制度を適用する中で、検証して欲しい。		
20	委員構成 委員再任の制限 新設・既設を問わず委員の任期は、原則として最初の任命から連続して2期或いは4年を超えて再任しないものとする。		
21	委員再任の制限 長期任用には弊害もある。市民意見を様々な角度から把握していくことが大切と思うので、6年の制限はよろしいと思う。		
22	市民委員公募の方法 公募の方法 選考方法について選考委員会の設置と選考委員会の構成と委員氏名を明記することとする。 選考委員は、原則として当該委員会等の前正副委員長及び学識経験者・有識者とし、行政職員は除外するものとする。		
23	市民委員公募の方法 選考の方法 委員会等の目的、趣旨に沿った専門的知識、活動経歴のある市民を応募期間を定めて公募のうえ登録し、就任順位を決定する方法も採用することとする。	選考委員会では、行政の視点からの選考も必要と考えております。選考委員会を設置する際には、公平・公正な選考となるよう努めて参ります。 選考委員会を設置した場合には、委員の氏名を公表するよう市民参加手続ガイドラインに反映します。	10
●協働推進ガイドブック			
24	協働には、最低限の約束事が必要になる。その意味で協働の6つの基本原則は素晴らしいことだと思う。絵に描いた餅にならないように、職員の方々へ協働の心構えを伝える記載があった方がよいのではないか。	市民参加や協働を実践するのは職員であるため、協働推進ガイドブックに心構えについての記載も追加し、職員への周知を図って参ります。	56
25	ガイドブックに謳われている「協働の基本原則」はまさにその通りで、この精神が真に実現されるとしたら、こんな素晴らしいことはないと思う。	協働推進ガイドブックの「協働の基本原則」の上に、協働事業が進められるよう、職員研修等を通じ、職員への周知を図って参ります。	56

No.	意見の概要	市の考え方	該当ページ
26	<p>「評価・検証の原則」として「協働のパートナーと相互に評価することが望ましい」と書かれているが、市がこれを真に目指すのであれば、まことに画期的なことと考える。これを実現させるためには、是非、具体的な「市民参加の評価制度」を構築してもらいたいと要望する。</p>	<p>これまでも、毎年、市民参加プログラムの実践状況調査を行い、結果を広く公開して、市民の皆様から寄せられる意見をもとに、市民参加プログラムの改善等に努めてきたところです。協働事業の評価・検証については、市のみで行うのではなく、協働のパートナーと共に実施することが、次のより良い協働につながると考えております。まずは、協働推進ガイドブックに基づき、評価・検証に取り組ながら、今後、市民と共に評価を行えるしくみについて検討して参りたいと考えております。</p>	56
27	<p>「協働の形態」として7つの形態が掲げられているが、指定管理者や業務委託までも協働の範疇に入れるのであれば、市が基金を拠出している「公社」などはより協働の対象になるのではないか。</p> <p>指定管理者や受託業者が自ら取り扱う事業は、100%市からの受託業務であるとは限らず、自らの民間業務として行っているケースがある。このうちどの範囲を協働とするのか。受託業務以外の部分にまで対象とすると過干渉・介入となるおそれがある。</p> <p>これに対しては、行政と市民で「委託業務監視・評価委員会」を設けて適切に運営されているか観ていく方が良いではないか。</p>	<p>協働推進ガイドブックでは、協働事業を効果的に行うためのやり方として7つの形態を示しました。</p> <p>御指摘のとおり、指定管理者や業務委託については、制度上の観点からすると協働になじむか議論のあるところです。形態はあくまでも協働をより効果的に進めるための形態であり、指定管理や業務委託で実施したからといって、直ちに協働になるわけではありません。協働は、形式ではなく、中身・内容で判断していくものと考えております。市とパートナーがどのように取り組み、相乗効果を発揮していくかがポイントであり、そのために、協働の定義や基本原則に基づき、共通の目的を確認し、対等な関係のもと、役割・責任分担を明確にして進めることが重要と考えております。</p>	60
28	<p>将来は、ガイドラインというマニュアル・要綱から、より強制力をもつ「規則」へ、さらには「市民参加条例」へと進化させていくことを望む。</p>	<p>市民参加手続ガイドライン及び協働推進ガイドブックを着実に運用していくなかで、課題等を検証していくとともに、自治基本条例制定の動向を見すえながら、市民参加に関する条例・規則の必要性については検討して参ります。</p>	